

官報

号外 昭和三十三年五月二十四日

第四十三回 衆議院會議録 第二十六号

昭和三十三年五月二十四日(金曜日)

議事日程 第二十四号

昭和三十三年五月二十四日

午後二時開議

第一 観光基本法案(福家俊一君外二十三名提出)

第二 麻薬取締法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 観光基本法案(福家俊一君外二十三名提出)

日程第二 麻薬取締法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

計量法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

砂防法の一部を改正する法律案(参議院提出)

午後二時十四分開議
○副議長(原健三郎君) これより会議を開きます。

日程第一 観光基本法案(福家俊一君外二十三名提出)

○副議長(原健三郎君) 日程第一、観光基本法案を議題といたします。

観光基本法案

右の議案を提出する。

昭和三十三年五月十七日

提出者

福家 俊一 有馬 英治

伊能繁次郎 加藤常太郎

川野 芳満 木村 俊夫

島村 一郎 砂原 格

關谷 勝利 田中伊三次

田中 榮一 中馬 辰猪

塚原 俊郎 古川 文吉

堀内 一雄 山田 彌一

井手 以誠 加藤 勤十

勝澤 芳雄 下平 正一

田中織之進 松原喜之次

矢尾喜三郎 内海 清

賛成者

秋田 大助外九十二名

観光基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 国際観光の振興(第六条—第八条)

第三章 観光旅行者の保護及び観光に関する施設の整備等(第九条—第十五条)

第四章 行政機関及び観光関係団体(第十六条—第十七条)

第五章 観光政策審議会(第十八条—第二十三条)

附則

観光は、国際平和と国民生活の安定を象徴するものであつて、その発達は、恒久の平和と国際社会の相互理解の増進を念願し、健康で文化的な生活を享受しようとするわれらの理想とするところである。また、観光は、国際親善の増進のみならず、国際収支の改善、国民生活の繁栄の機和等国民経済の発展と国民生活の安定向上に寄与するものである。

われらは、このような観光の使命が今後においても変わることなく、民主的で文化的な国家の建設と国際社会における名誉ある地位の保持に与つてきわめて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみると、観光がその使命を達成できるような基盤の整備及び環境の形成はきわめて不十分な状態である。これに加え、近時、所得水準の向上と生活の複雑化を背景とする観光旅行者の著しい増加は、観光に関する国際競争の激化等の事情と相まつて、観光の経済的社会的存立基盤を大きく変化させようとしている。

このような事態に対処して、特に観光旅行者の利便の増進について適切な配慮を加えつつ、観光に関する諸条件の不備を補正するとともに、わが国の観光の国際競争力を強化することは、国際親善の増進、国民経済の発展及び国民生活の安定向上を図らうとするわれら国民の解決しなければならぬ課題である。

ここに、観光の向かうべき新たなみちを明らかにし、観光に関する政策の目標を示すため、この法律を制定する。

第一章 総則

(国の観光に関する政策の目標)

第一条 国の観光に関する政策の目標は、観光が、国際収支の改善及び外国との経済文化の交流の促進と、国民の保健の増進、勤労意欲の増進及び教養の向上に貢献することにかんがみ、外国人観光旅客の来訪の促進、観光旅行の安全の確保、観光資源の保護、育成及び開発、観光に関する施設の整備等のための施策を講ずることにより、国際観光の発展及び国民の健全な観光旅行の普及発達を図り、もつて国際親善の増進、国民経済の発展及び国民生活の安定向上に寄与し、あわせて地域格差の是正に資することにあるものとする。

(国の施策)

第二条 国は、前条の目標を達成するため、次の各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたる、必要な施策を総合的に講じなければならない。

一 外国人観光旅客の来訪の促進及び外国人観光旅客に対する接遇の向上を図ること。

二 国際観光地及び国際観光ルートとの総合的形成を図ること。

三 観光旅行の安全の確保及び観光旅行者の利便の増進を図ること。

四 家族旅行その他健全な国民大衆の観光旅行の容易化を図ること。

五 観光旅行者の一の観光地への過度の集中の緩和を図ること。

六 低開発地域につき観光のための開発を図ること。

七 観光資源の保護、育成及び開発を図ること。

八 観光地における美観風致の維持を図ること。

(地方公共団体の施策)

第三条 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第四条 政府は、第二条の施策を実施するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第五条 政府は、毎年、国会に、観光の状況及び政府が観光に関して

講じた施策に関する報告書を提出しなければならぬ。

2 政府は、毎年、観光政策審議会の意見をきいて、前項の報告に係る観光の状況を考慮して講じようとする政策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 国際観光の振興

(外国人観光客の来訪の促進)

第六条 国は、外国人観光客の来訪の促進を図るため、海外における観光宣伝活動の充実強化、国際交通機関及びこれに関連する施設の整備、外国人観光客の出入国に関する措置の改善等に必要な施策を講ずるものとする。

(外国人観光客に対する接遇の向上)

第七条 国は、外国人観光客に対する接遇の向上を図るため、宿泊施設、食事施設、休憩施設、案内施設その他旅行に関する施設(以下「旅行関係施設」という。)で外国人観光客の利用に適するものの整備、通訳案内、旅行あつせんその他国際観光に関する事業を営む者のサービスの向上、観光みやげ品等の品質の改善、わが国の産業、文化及び家庭生活の紹介の強化等に必要な施策を講ずるものとする。

(国際観光地及び国際観光ルート

の総合的形成)

の観光の基盤となる施設(以下「観光基盤施設」という。)及び外国人観光客の利用に適する旅行関係施設の総合的整備等に必要な施策を講ずるものとする。

第三章 観光旅行者の保護及び観光に関する施設

の整備等

(観光旅行者の安全の確保)

第九条 国は、観光旅行者の安全の確保を図るため、観光旅行における事故の発生防止、観光に関する事業を営む者の不当な営利行為の防止等に必要な施策を講ずるものとする。

(観光旅行者の利便の増進)

第十条 国は、観光旅行者の利便の増進を図るため、公共的旅行関係施設の整備、観光に関する事業を営む者のサービスの向上、観光に関する事業の健全な育成、旅行知識の普及等に必要な施策を講ずるものとする。

(家族旅行その他健全な国民大衆

の観光旅行の容易化)

第十一条 国は、家族旅行その他健全な国民大衆の観光旅行の容易化を図るため、家族旅行その他健全な国民大衆の観光旅行に適する旅行関係施設の整備等に必要な施策を講ずるものとする。

(観光旅行者の過度の集中の緩和)

第十二条 国は、観光旅行者の過度の集中の緩和を図るため、観光地への過度の集中の緩和に資するため、観光旅行者が利用することが少ない観光地又は観光地として開発するのに適する地域で、その観光地の利用の促進又はその地域の観光地としての開発が観光

旅行者の過度の集中の緩和に効果があると認められるものにつき、観光基盤施設及び旅行関係施設の整備等に必要な施策を講ずるものとする。

(低開発地域の観光開発)

第十三条 国は、低開発地域でその地域内に観光地として開発するのに適する地域を含むものの開発を図るため、当該観光地として開発するのに適する地域につき、観光基盤施設及び旅行関係施設の整備等に必要な施策を講ずるものとする。

(観光資源の保護、育成及び開発)

第十四条 国は、史跡、名勝、天然記念物等の文化財、すぐれた自然の風景地、温泉その他産業、文化等に関する観光資源の保護、育成及び開発を図るため必要な施策を講ずるものとする。

(国土の美化)

第十五条 国は、観光地における美観風致の維持を図るため、屋外広告物等に関する規制その他国土の美化に必要な施策を講ずるものとする。

第四章 行政機関及び観光関係団体

(観光行政に関する組織の整備及び運営の改善)

第十六条 国及び地方公共団体は、第二条又は第三条の施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

(観光関係団体の整備)

第十七条 国は、国際観光の発展、観光地の開発の円滑な推進、観光

旅行者の利便の増進及び観光に関する事業の健全な発達を図ることができるよう観光に関する団体の整備に必要な施策を講ずるものとする。

第五章 観光政策審議会

(設置)

第十八条 総理府に、附属機関として、観光政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(権限)

第十九条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理するほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができ

る。

(組織)

第二十条 審議会は、委員三十人以上で組織する。

2 委員は、前条第一項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

ちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(資料の提出等の要求)

第二十一条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第二十二条 審議会の庶務は、内閣総理大臣官房において処理する。

(委任規定)

第二十三条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中

観光事業

審議会

観光政策審議会

観光基本法(昭和三十一年法律第...号)の規定により審議会の権限に属せしめられた事項を行なうこと。

理由

観光がわが国の文化、経済及び社会において果たすべき重要な使命にかんがみ、その健全な発達を図るため、観光の向かうべき新たなみちを明らかにし、観光に関する政策の目標を示す必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。運輸委員会理事福家俊一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔福家俊一君登壇〕

○福家俊一君 たいだいま議題となりました福家俊一君外二十三名提出の観光基本法案につき、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、内外にわたる観光がわが国の文化、経済及び社会に果たすべき重要な使命にかんがみまして、観光の基本的理念を明らかにするとともに、国がなすべき政策を示し、国際親善の増進、国民生活の安定向上に寄与しようとするもので、その要旨は、第一に、国は、国際観光の発展及び国民の健全な旅行の普及発達をはかるため、観光旅行者の保護、利便の増進並びに施設の整備に必要な施策を講じ、このために要する法制上、財政上及び金融上の措置を施すこと。第二に、地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるようつとめること。第三に、内閣総理大臣または関係各大臣の諮問に應じ、この法律に基づく重要事項を調査審議するため、総理府に観光政策審議会を置くこと等であります。

本法案は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党共同提案であります。去る五月十七日本委員会に付託され、同日提出者より提案理由の説明を聴取し、五月二十三日、政府当局に對し質疑を行ない、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 採決いたします。

本法案は委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本法案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 麻薬取締法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(原健三郎君) 日程第二、麻薬取締法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

麻薬取締法等の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十一年二月十八日

内閣総理大臣 池田 勇人

麻薬取締法等の一部を改正する法律案

(麻薬取締法の一部改正)

第一条 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 監督(第五十一

条―第五十八条)」を「第六章 監

督(第五十一―第五十八条)」と

麻薬中毒者に対する措置(第

五十八条の二―第五十八条の十

に「第七十五条」を「第七十六

条」に改める。

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、麻薬の輸入、輸出、製造、製剤、譲渡、譲受、所持等について必要な取締りを行なうとともに、麻薬中毒者について必要な医療を行なう等の措置を講ずることにより、麻薬の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もつて公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

第二条第五号中「第二十四号」を「あへんアルコール系麻薬の項第二十一号」に改め、同条第十五号中「処方せん」の下に「(以下「麻薬処方せん」という。))」を加え、同条に次の二号を加える。

二十二 麻薬中毒 麻薬、大麻

又はあへんの慢性中毒をいふ。

二十三 麻薬中毒者 麻薬中毒

の状態にある者をいふ。

第三条第三項第五号を同項第六

号とし、同項第四号中「又は麻

薬、大麻若しくはあへんの中毒

者」と、麻薬中毒者又は覚せい剤

の中毒者」に改め、同条を同項第

五号とし、同項第三号を同項第四

号とし、同項第二号中「この法

律、大麻取締法(昭和二十三年法

律第二百四十四号)若しくはあへん

法に違反する罪又は刑法(明治四

十年法律第四十五号)第二編第十

四章に定める罪を犯し、」を削り、

同条の次に次の一号を加える。

三 前二号に該当する者を除く

ほか、この法律、大麻取締法

(昭和二十三年法律第二百二十

四号)、あへん法、薬剤師法

(昭和三十一年法律第四百十六号)、薬事法、医師法(昭和二十三年法律第二百一十一号)、

医療法その他薬事若しくは医療事に関する法令又はこれらに基づき処分を違反し、その違反行為があつた日から二年を経過していない者

第十一條第一項第一号中「二百円」を「四百円」に改め、同項第二号中「千五百円」を「二千円」に改め、同項第三号中「二百円」を「五百円」に改め、同項第四号中「五百円」に改め、同項第五号中「二百円」を「三百円」に改める。

第十二條に次の一項を加える。

4 何人も、第一項の規定により禁止される麻薬の施用を受けてはならない。

第二十四條第十項中「前九項を

「前各項」に改め、同項を同条第

十一項とし、同条第九項中「麻

薬施用者の麻薬を記載した処方せ

ん(以下「麻薬処方せん」という。))

を「麻薬処方せん(第二十七條第三

項又は第四項の規定に違反して交

付されたものを除く。))」に改め、

同項を同条第十項とし、同条中第

二項から第八項までを一項ずつ繰

り下げ、第一項の次に次の一項を

加える。

2 前項ただし書の規定は、施用

のため交付される麻薬が第二十

七條第一項、第三項又は第四項

の規定に違反して交付されるもの

2 前項ただし書の規定は、麻薬施用者から交付される麻薬が次

条第三項若しくは第四項の規定に違反して交付されるものであるか、又は麻薬処方せんがこれらの規定に違反して交付されたものであるときは、適用しない。

第二十七條第四項を第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5 何人も、第一項、第三項又は第四項の規定により禁止される麻薬の施用を受けてはならない。

第二十七條第三項に次のただし書を加え、同項を同条第四項とする。

ただし、第五十八條の八第一項の規定に基づく厚生省令で定める病院において診療に従事する麻薬施用者が、同条の規定により当該病院に入院している者について、四、四―ジフェニル―六―ジメチルアミノ―三―ヘプタノン、その塩類及びこれらを含む麻薬その他政令で定める麻薬を施用するときは、この限りでない。

第二十七條第二項に次のただし書を加え、同項を同条第三項とする。

ただし、精神衛生鑑定医が、第五十八條の六第一項の規定による診察を行なうため、エヌ―アリルノルモルヒネ、その塩類

及びこれらを含む麻薬その他政令で定める麻薬を施用するときは、この限りでない。

第二十七條第一項の次に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定は、麻薬施用者から交付された麻薬又は麻薬処方せんが第三項又は第四項の規定に違反して交付されたものであるときは、適用しない。

第二十八條第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定は、麻薬施用者から交付された麻薬又は麻薬処方せんが前条第三項又は第四項の規定に違反して交付されたものであるときは、適用しない。

第三十條第四項、第三十一條及び第三十二條第一項中「第十項」を「第十一項」に改める。

第三十六條第二項中「譲り渡す場合」の下に「麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者にあつては、当該失効した免許に係る業務所の所在地の都道府県の区域内にある麻薬営業業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡す場合に限る。」を加え、同項中「第二十六條第二項」を「第二十六條第三項」に改める。

第四十七條から第四十九條までの規定中「十月十六日」を「十月一日」に、「十月十五日」を「九月三十日」に改める。

第五十條を次のように改める。

第五十條 削除

第五十一條第一項中「第五号」を「第六号」に改める。

第五十四條第一項中「百名」を「百二十名」に改める。

第五十八條の次に次の一章を加える。

第六章の二 麻薬中毒者に對する措置

(医師の届出等)

第五十八條の二 医師は、診察の結果受診者が麻薬中毒者であると診断したときは、すみやかに、その者の氏名、住所、年齢、性別その他厚生省令で定める事項をその者の居住地(居住地がないか、又は居住地が明らかでない者については、現在地とする。以下この章において同じ。)の都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の届出を受けたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

(麻薬取締官等の通報)

第五十八條の三 麻薬取締官、麻薬取締員、警察官及び海上保安官は、麻薬中毒者又はその疑いのある者を発見したときは、すみやかに、その者の氏名、住所、年齢及び性別並びにその者

を麻薬中毒者又はその疑いのある者と認めた理由をその者の居住地の都道府県知事に通報しなければならない。

(検査官の通報)

第五十八條の四 検査官は、麻薬中毒者若しくはその疑いのある被疑者について不起訴処分をしたとき、又は麻薬中毒者若しくはその疑いのある被告人について裁判(懲役、禁錮又は拘留の刑を言い渡し、執行猶予の言渡しをしない裁判を除く。)が確定したときは、すみやかに、その者の氏名、住所、年齢及び性別並びにその者を麻薬中毒者又はその疑いのある者と認めた理由をその者の居住地の都道府県知事に通報しなければならない。

(矯正施設の長の通報)

第五十八條の五 矯正施設(監獄、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。)の長は、麻薬中毒者又はその疑いのある収容者を釈放するときは、あらかじめ、その者の氏名、居住地、年齢及び性別、釈放の年月日、引取人の氏名及び住所並びにその者を麻薬中毒者又はその疑いのある者と認めた理由をその者の居住地(居住地がないか、又は居住地が明らかでない者については、当該矯正施設の所在地とする。)の都道府県知事に通報しなければならない。

(麻薬中毒者等の診察)

第五十八條の六 都道府県知事は、麻薬中毒者又はその疑いのある者について必要があると認

めるときは、精神衛生鑑定医をして、その者を診察させることができる。

2 前項の場合において、精神衛生鑑定医は、政令で定める方法及び基準により、当該受診者につき、麻薬中毒の有無及び第五十八條の八の規定による入院措置を必要とするかどうかを診断し、かつ、同条の規定による入院措置を必要と認める場合には、当該麻薬中毒者につき、同条第六項の規定による入院期間として、三十日をこえない範囲内で期間を定めなければならない。

3 精神衛生鑑定医は、第一項の規定により診察を行なうため必要があるときは、当該受診者に対して、診察を行なうとする場所に出頭を求め、又は必要な限度において、診察を行なう場所にとどまることを求めることができる。

4 都道府県知事は、第一項の規定により診察をさせる場合には、当該職員を立ち会わせなければならない。

5 精神衛生鑑定医及び当該職員は、第一項及び前項の職務を行なうため必要な限度において、当該受診者の居住する場所へ立ち入ることができる。

6 第五十三條第二項及び第三項の規定は、前項の立入りについて準用する。

7 精神衛生鑑定医は、第一項の規定による診察を行なう場合に

は、受診者の名譽を害しないよう注意し、かつ、受診者に対して、第二項に規定する事項に同意意見を述べた機会を与えなければならない。

8 都道府県知事は、第一項の規定による診察の結果、当該受診者が麻薬中毒者であると診断されたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

9 厚生大臣は、第二項の政令について、その制定又は改廃に関する閣議を求めるには、あらかじめ、精神衛生審議会の意見を聞かなければならない。

(精神衛生鑑定医の職務等)

第五十八條の七 精神衛生鑑定医は、精神衛生法(昭和二十五年法律第二百三十三号)第十八條第二項に規定する職務を行なうほか、都道府県知事の監督のもとに、前条に規定する職務を行なうものとする。

2 精神衛生鑑定医は、前項の職務の執行に関しては、法令により公務に従事する職員とみなす。

(入院措置)

第五十八條の八 都道府県知事は、第五十八條の六第一項の規定による精神衛生鑑定医の診察の結果、当該受診者が麻薬中毒者であり、かつ、その者の症状、性行及び環境に照らしてその者を入院させなければその麻薬中毒のために麻薬、大麻又はあへんの施用を繰り返すおそれがあるとして認めるときは、その者を厚生省令で定める病院(以下「麻

薬中毒者医療施設（以下「施設」という。）に入院させて必要な医療を行なうことができる。

2 麻薬中毒者医療施設の管理者は、前項の規定により当該麻薬中毒者医療施設に入院した者（以下「措置入院者」という。）につき、第五十八条の六第二項の規定により精神衛生鑑定医が定めた期間をこえて入院を継続する必要があると認めるときは、その理由及び必要と認める入院期間を都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の通知を受けた場合において、当該措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときは、その理由及び必要と認める入院期間を麻薬中毒審査会に通知し、その適否に関する審査を求めなければならない。

4 麻薬中毒審査会は、前項の規定により審査を求められたときは、すみやかに、当該事項の適否を審査し、その結果を都道府県知事に通知しなければならない。この場合において、麻薬中毒審査会は、第五十八条の六第二項の規定により精神衛生鑑定医が定めた期間の経過前に当該措置入院者を退院させることが適当であると認めるときは、その退院させるべき期日を都道府県知事に通知しなければならない。

5 麻薬中毒審査会は、前項の審査をするにあつては、当該措置入院者及び当該麻薬中毒者医

療施設において当該措置入院者の医療を担当した医師の意見を聞かなければならない。

6 都道府県知事は、第四項の規定により通知された麻薬中毒審査会の決定に従い、当該措置入院者を退院させ、又は当該措置入院者に係る入院期間を決定して当該麻薬中毒者医療施設の管理者及び当該措置入院者に通知しなければならない。

7 麻薬中毒者医療施設の管理者は、措置入院者につき、第五十八条の六第二項の規定により精神衛生鑑定医が定めた期間内に前項の通知がないときは、当該措置入院者を退院させなければならない。

8 第六項の規定による入院期間は、当該措置入院者の入院の日から三月をこえることができない。

（入院期間の延長）
第五十八条の九 前条第六項の規定による入院期間は、当該措置入院者の入院の日から六月をこえない範囲内で、毎回二月を限度として延長することができ

2 前条第二項から第七項までの規定は、前項の入院期間の延長について準用する。

（行動の制限）
第五十八条の十 麻薬中毒者医療施設の管理者は、措置入院者につき、その医療に欠くことのできない限度において、その行動について必要な制限を行なうことができる。

（所持品の保管）
第五十八条の十一 都道府県知事は、措置入院者の所持品中にその者に対する医療の妨げとなる物があるときは、その者の入院中、当該職員をして、これを保管させることができる。

（退院）
第五十八条の十二 都道府県知事は、措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときは、すみやかに、その者を退院させなければならない。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該麻薬中毒者医療施設の管理者の意見を聞くものとする。

2 麻薬中毒者医療施設の管理者は、措置入院者の症状等に照らして入院を継続する必要があるとなつたと認めるときは、すみやかに都道府県知事に通知しなければならない。

（麻薬中毒審査会）
第五十八条の十三 第五十八条の八第四項（第五十八条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定による審査を行なうため、都道府県に、麻薬中毒審査会を置く。

2 麻薬中毒審査会は、委員五人をもつて組織する。

3 委員は、法律又は麻薬中毒者の医療に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

4 前三項に定めるもののほか、麻薬中毒審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

（入院措置の場合の診療方針及び医療に要する費用の額）
第五十八条の十四 措置入院者について麻薬中毒者医療施設が行なう医療に関する診療方針及びその医療に要する費用の額の算定方法は、健康保険の診療方針及び療養に要する費用の額の算定方法の例による。

2 前項に規定する診療方針及び療養に要する費用の額の算定方法の例によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び医療に要する費用の額の算定方法は、厚生大臣が精神衛生審議会の意見を聞いて定めるところによる。

（社会保険診療報酬支払基金への事務の委託）
第五十八条の十五 都道府県は、措置入院者について麻薬中毒者医療施設が行なう診療が前条に規定する診療方針に適合するかどうかに基づいての審査及びその医療に要する費用の額の算定並びに麻薬中毒者医療施設の開設者に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

（報告等）
第五十八条の十六 厚生大臣又は都道府県知事は、麻薬中毒者医療施設の診療報酬の請求が適正であるかどうかを調査するため必要があると認めるときは、麻薬中毒者医療施設の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして、麻薬中毒者医療施設の管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 麻薬中毒者医療施設の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣又は都道府県知事は、当該麻薬中毒者医療施設に対する都道府県知事の診療報酬の支払を一時差し止めさせ、又は差し止めることができる。

（麻薬中毒者の相談に応ずるための職員）
第五十八条の十七 都道府県は、麻薬中毒者の相談に応ずるための職員を置くことができる。

2 前項の職員は、麻薬中毒者及び麻薬中毒者であつた者につき、相談に応じ、必要な指導を行ない、及びこれらに附随する業務を行なうものとする。

3 第一項の職員は、非常勤とし、社会的信望があり、かつ、前項に規定する職務を行なうに必要な熱意と識見をもつてゐる者のうちから、都道府県知事が任命する。

（秘密の保持）
第五十八条の十八 精神衛生鑑定医、麻薬中毒者医療施設の職員、麻薬中毒審査会の委員又は前条第一項の職員は、この法律の規定に基づく職務の執行に関し知り得た人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

第五十九条を次のように改める。

(都道府県の支弁)

第五十九条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 第五十四条第一項の規定により設置する麻薬取締員に要する費用及び第五十六条第一項の規定により当該都道府県の区域外において麻薬取締員が行なう職務に直接要する費用

二 第五十八条の六第一項の規定により精神衛生鑑定医に診察を行なわせるために要する費用

三 第五十八条の八の規定により行なう麻薬中毒者の入院に要する費用

四 第五十八条の十三第一項の規定により設置する麻薬中毒審査会に要する費用

五 第五十八条の十七第一項の規定により設置する職員に要する費用

第五十九条の次に次の三條を加える。

(国の負担)

第五十九条の二 国は、政令で定めるところにより、前条の規定により都道府県が支弁した費用について、次に掲げるものを負担する。

一 前条第一号の費用については、全額
二 前条第三号の費用については、その十分の八

(国の補助)

第五十九条の三 国は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、次に掲げる費用について、その十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が支弁した第五十九条第五号の費用

二 都道府県若しくは市町村又は営利を目的としない法人が設置する麻薬中毒者医療施設の設置に要する費用

(費用の徴収)

第五十九条の四 都道府県知事は、措置入院者、その配偶者又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第八十七七条第一項に定める扶養義務者から、その負担能力に応じ、第五十九条第三号の費用の全部又は一部を徴収することができる。

第六十条の次に次の一條を加える。

(犯罪鑑定用麻薬に関する適用除外)

第六十条の二 厚生大臣は、この法律の規定にかかわらず、麻薬に関する犯罪鑑定の用に供する麻薬を製造し、又は譲り受けることができる。

2 厚生大臣は、前項の規定により製造し、又は譲り受けた麻薬を、麻薬に関する犯罪鑑識を行なう国又は都道府県の機関に交付するものとする。

3 前項の機関に勤務する職員は、当該機関が同項の規定により厚生大臣から交付を受けた麻薬を、麻薬に関する犯罪鑑識のため、使用し、又は所持することができ。

ため、使用し、又は所持することができ。

4 第二項の規定により厚生大臣から麻薬の交付を受けた機関の長は、帳簿を備え、これに、麻薬に関する犯罪鑑識のため使用した麻薬の品名及び数量並びにその年月日その他厚生省令で定める事項を記載しなければならぬ。

第六十四条を次のように改める。

第六十四条 第十二条第一項の規定に違反して、ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬を輸入し、輸出し、又は製造した者は、一年以上の有期懲役に処する。

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、無期若しくは三年以上の懲役に処し、又は情状により無期若しくは三年以上の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第六十四条の次に次の一條を加える。

第六十四条の二 第十二条第一項又は第四項の規定に違反して、ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬を製剤し、譲り渡し、譲り受け、交付し、施用し、所持し、若しくは廃棄し、又はその施用を受けた者は、十年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上の有期懲役に処し、又は情状により一年

以上の有期懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第六十五条から第六十七条までを次のように改める。

第六十五条 第十二条第二項若しくは第三項、第十三条、第十七条又は第二十條の規定に違反した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上の有期懲役に処し、又は情状により一年以上の有期懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第六十六条 第二十二條、第二十四條第一項若しくは第三項から第十項まで、第二十六條第一項若しくは第三項、第二十七條第一項若しくは第三項から第五項まで又は第二十八條第一項若しくは第三項の規定に違反した者は、七年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第六十七條 第六十四條第一項若しくは第二項又は第六十五條第一項若しくは第二項の罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の懲役に処する。

第六十八條中「前四條」を「前五條」に改め、同條の次に次の二條を加える。

第六十八條の二 情を知つて、第六十四條第一項若しくは第二項又は第六十五條第一項若しくは第二項の違反行為に要する資金、土地、建物、艦船、航空機、機械又は器具を提供した者は、五年以下の懲役に処する。

第六十八條の三 第十二條第一項又は第二十四條及び第二十六條の規定により禁止される麻薬の譲渡しと譲受けとの周旋をした者は、三年以下の懲役に処する。

第六十九條中「五万円」を「二十万円」に改める。

第七十條中「三万円」を「五万円」に改め、同條第二号中「第二十七條第四項」を「第二十七條第六項」に改め、同條に次の一號を加える。

十四 第五十八條の十八の規定に違反した者

第七十一條中「第五十條第一項」を「第五十八條の二第一項」に、「二万円」を「三万円」に改める。

第七十二條中「五万円」を「十万円」に改める。

第七十三條中「二万円」を「三万円」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第七十三條の二 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第五十八條の六第一項の規定による精神衛生鑑定医の診察を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 第五十八条の六第三項の規

定により出頭を求められて出頭せず、又は同項の規定によりとどまらなかつた者

三 第五十八条の六第五項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

第七十四条中「第六十五條、第六十六條、第六十七條第二項又は第六十九條から前条まで」を「第六十四條第二項若しくは第三項、第六十五條第二項若しくは第三項、第六十六條第二項若しくは第三項又は第六十九條から第七十三條まで」に改める。

第七十五條中「一萬元」を「三万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七十六條 第十二條第一項に規定する麻薬であるか、同条第二項に規定する麻薬であるか、又はこれらの麻薬以外の麻薬であるかを知ることができない麻薬は、この章の規定の適用については、同条第一項及び第二項に規定する麻薬以外の麻薬とみなす。

別表を次のように改める。

別表

- あへんアルカロイド系麻薬
- 一 モルヒネ及びその塩類
 - 二 ジアセチルモルヒネその他モルヒネのエステル及びその塩類
 - 三 コデイン、エチルモルヒネその他モルヒネのエーテル及びその塩類

四 ノルモルヒネ及びその塩類

五 モルヒネ・エヌ・オキシドその他五種窒素モルヒネ及びその誘導体

六 エヌ・アリルノルモルヒネ、そのエステル及びこれらの塩類

七 六・メチル・デルター・六・デオキシモルヒネ及びその塩類

八 ジヒドロモルヒネ、そのエステル及びこれらの塩類

九 六・メチルジヒドロモルヒネ及びその塩類

十 十四・ヒドロキシジヒドロモルヒネ及びその塩類

十一 ジヒドロデオキシモルヒネ、そのエステル及びこれらの塩類

十二 ジヒドロモルヒノン、そのエステル及びこれらの塩類

十三 メチルジヒドロモルヒノン、そのエステル及びこれらの塩類

十四 ジヒドロヒドロキシモルヒノン及びその塩類

十五 六・ニコチンコデイン及びその塩類

十六 ジヒドロコデイン、そのエステル及びこれらの塩類

十七 ジヒドロコデイン、そのエステル及びこれらの塩類

十八 ジヒドロヒドロキシコデイン、そのエステル及びこれらの塩類

十九 テバイン及びその塩類

二十 前各号に掲げる物と同種の薬用のおそれがあり、かつ、同種の有害作用がある物であつて、政令で定めるもの

二十一 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物であつて、あへん、けしから及びけしの種子以外のもの。ただし、千分中十分以下のコデイン、ジヒドロコデイン又はこれらの塩類を含有し、これら以外の前各号並びに次項及び合成麻薬の項各号に掲げる物を含有しない物を除く。

コカアルカロイド系麻薬

一 コカ葉

二 エクゴニン及びその塩類

三 コカインその他エクゴニンのエステル及びその塩類

四 前各号に掲げる物と同種の薬用のおそれがあり、かつ、同種の有害作用がある物であつて、政令で定めるもの

五 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物

合成麻薬

一 四・フエニル・ペリジン

二 一・メチル・四・フエニル・ペリジン

三 一・メチル・四・(三・ヒドロキシフエニル)・ペリジン

四 一・カルボン・四・カルボン・エチル・エステル及びその塩類

五 一・メチル・四・フエニル・ペリジン

六 一・メチル・四・カルボン・エチル・エステル及びその塩類

七 一・メチル・四・(三・ヒドロキシフエニル)・ペリジン

八 一・カルボン・四・カルボン・エチル・エステル及びその塩類

エチルエステル及びその塩類

四 一・(二・パラ・アミノ・フエニル)・エチル

五 一・(二・ヒドロキシ・エチル)・四・フエニル・ペリジン

六 一・(二・ベンジル・オキシ・エチル)・四・フエニル・ペリジン

七 一・(三・ヒドロキシ・三・フエニル・プロピル)・四・フエニル・ペリジン

八 一・(三・フエニル・アミ・ノプロピル)・四・フエニル・ペリジン

九 一・(三・シアノ・三・三・ジ・フエニル・プロピル)・四・フエニル・ペリジン

十 一・(二・モル・フオリノ・エチル)・四・フエニル・ペリジン

十一 一・(二・テトラヒド・ロフル・フル・オキシ・エチル)・四・フエニル・ペリジン

十二 一・(三・ヒドロキシ・フエニル)・一・メチル・四・ヒドロキシ・エチル・ケトン及びその塩類

十三 アル・フアール・三・ジ・メチル・四・フエニル・四・プロピオン・オキシ・ペリジン及びその塩類

十四 ベー・ター・一・三・ジ・メチル・四・フエニル・四・プロピオン・オキシ・ペリジン及びその塩類

十五 アル・フアール・一・メチル・三・エチル・四・フエニル・四・プロピオン・オキシ・ペリジン及びその塩類

十六 ベー・ター・一・メチル・三・エチル・四・フエニル・四・プロピオン・オキシ・ペリジン及びその塩類

十七 三・アール・一・メチル・四・フエニル・四・プロピオン・オキシ・ペリジン及びその塩類

十八 一・二・五・トリ・メチル・四・フエニル・四・プロピオン・オキシ・ペリジン及びその塩類

十九 四・シアノ・一・メチル・四・フエニル・ペリジン及びその塩類

二十 四・四・ジ・フエニル・六・ジ・メチル・アミノ・三・ヘキサノン及びその塩類

ル) 四・フエニル・ペリジン

四・カルボン・エチル・エステル及びその塩類

十二 四・(三・ヒドロキシ・フエニル)・一・メチル・四・ヒドロキシ・エチル・ケトン及びその塩類

十三 アル・フアール・一・三・ジ・メチル・四・フエニル・四・プロピオン・オキシ・ペリジン及びその塩類

十四 ベー・ター・一・三・ジ・メチル・四・フエニル・四・プロピオン・オキシ・ペリジン及びその塩類

十五 アル・フアール・一・メチル・三・エチル・四・フエニル・四・プロピオン・オキシ・ペリジン及びその塩類

十六 ベー・ター・一・メチル・三・エチル・四・フエニル・四・プロピオン・オキシ・ペリジン及びその塩類

十七 三・アール・一・メチル・四・フエニル・四・プロピオン・オキシ・ペリジン及びその塩類

十八 一・二・五・トリ・メチル・四・フエニル・四・プロピオン・オキシ・ペリジン及びその塩類

十九 四・シアノ・一・メチル・四・フエニル・ペリジン及びその塩類

二十 四・四・ジ・フエニル・六・ジ・メチル・アミノ・三・ヘキサノン及びその塩類

二十一 四・四・ジ・フエニル・一・五・メチル・六・ジ・メチル

ルアミノ—三—ヘキサノン
及びその塩類
二十二 四—四—ジフェニル
—六—ジメチルアミノ—三—
—ヘプタノン及びその塩類
二十三 四—四—ジフェニル
—六—ビペリジノ—三—ヘ
—プタノン及びその塩類
二十四 四—四—ジフェニル
—六—モルフォリノ—三—
—ヘプタノン及びその塩類
二十五 四—四—ジフェニル
—二—ニ—ジフェニルエチル
—ブチレート及びその塩類
二十六 二—二—ジフェニル
—三—メチル—四—モルフォ
—リノブチリルピロリジン
及びその塩類
二十七 四—四—ジフェニル
—六—ジメチルアミノ—三—
—ヘプタノール及びその塩
類
二十八 アルファ—六—ジメ
チルアミノ—四—四—ジフ
エニル—三—ヘプタノール
及びその塩類
二十九 ベータ—四—四—ジ
フェニル—六—ジメチルア
ミノ—三—ヘプタノール及
びその塩類
三十 四—四—ジフェニル—
六—ジメチルアミノ—三—
—アセトキシ—ヘプタン及びそ
の塩類
三十一 アルファ—六—ジメ
チルアミノ—四—四—ジフ
エニル—三—アセトキシ—ヘ
プタン及びその塩類

三十二 ベータ—六—ジメチ
ルアミノ—四—四—ジフェ
ニル—三—アセトキシ—ヘ
—タン及びその塩類
三十三 四—シ—ア—二—ジ
メチルアミノ—四—四—ジ
フェニル—ブタン及びその塩
類
三十四 (四)—アルファ—三—
—アセトキシ—六—メチルア
ミノ—四—四—ジフェニル
—ヘプタン及びその塩類
三十五 二—メチル—三—モ
ルフォリノ—一—ニ—ジフ
エニル—プロパンカルボン酸
及びその塩類
三十六 ジメチルアミノ—エチ
ル—一—エトキシ—一—
—ジフェニル—アセテート及
びその塩類
三十七 四—ジメチルアミノ—
—一—ニ—ジフェニル—三—
—メチル—二—プロピオン
—オキシブタン及びその塩類
三十八 三—ヒドロキシモル
ヒナン (右旋性のものを除
く) 及びその塩類
三十九 三—ヒドロキシ—エ
ヌ—メチルモルヒナン (右
旋性のものを除く) 及びそ
の塩類
四十 三—メトキシ—エヌ—
メチルモルヒナン (右旋性
のものを除く) 及びその塩
類
四十一 三—ヒドロキシ—エ
ヌ—フエネチルモルヒナン
及びその塩類

四十二 三—ヒドロキシ—エ
ヌ—フエナシルモルヒナン
(右旋性のものを除く) 及
びその塩類
四十三 三—ジメチルアミノ
—一—ニ—ジフェニル—二—
—エニル—一—ブテン及びそ
の塩類
四十四 三—エチルメチルア
ミノ—一—ニ—ジフェニル—
—エニル—一—ブテン及
びその塩類
四十五 三—ジエチルアミノ
—一—ニ—ジフェニル—二—
—エニル—一—ブテン及びそ
の塩類
四十六 一—三—ジメチル—
—四—フェニル—四—プロピ
—オンオキシ—ヘキサメチレン
—イミン及びその塩類
四十七 一—二—三—四—
—五—六—ヘキサヒドロ—八
—ヒドロキシ—三—六—十
—一—トリメチル—二—六—
—メタノ—三—ペンザン
及びその塩類
四十八 一—二—三—四—
—五—六—ヘキサヒドロ—八
—ヒドロキシ—六—十一—
—ジメチル—三—フエネチル
—二—六—メタノ—三—ペン
—ザンジン及びその塩類
四十九 二—(パラ)—クロル
—ベンジル—一—ジエチル
—アミノエチル—五—ニトロ
—ペンザイミダゾール及びそ
の塩類
五十 二—(パラ)—エトキシ
—ベンジル—一—ジエチル

アミノエチル—五—ニトロ
—ペンザイミダゾール及びそ
の塩類
五十一 エヌ—(二)—(一)—メ
チルビペリド—二—エニル—
—エチル—一—プロピオン
—ニリド及びその塩類
五十二 エヌ—(二)—(メチル
—フエネチルアミノ)—プロ
—ピロ—一—プロピオン—ニリ
—ド及びその塩類
五十三 前各号に掲げる物と
同種の濫用のおそれがあ
り、かつ、同種の有害作用
がある物であつて、政令で
定めるもの
五十四 前各号に掲げる物の
いずれかを含有する物
(大麻取締法の一部改正)
第二条 大麻取締法 (昭和二十三年
法律第二百四十四号) の一部を次の
ように改正する。
第四条に次の一号を加える。
三 大麻から製造された医薬品
の施用を受けること
第九条中「六十円」を「百円」に、
「五十円」を「百円」に改める。
第十一条中「十円」を「五十円」に
改める。
第二十四条を次のように改め
る。
第二十四条 次の各号の一に該
当する者は、これを七年以下の
懲役に処する。
一 第三条第一項の規定に違反
して、大麻を栽培した者
二 第四条の規定に違反して、
大麻を輸入し、又は輸出した
者

第七九四
第二十四条の次に次の一条を加
える。
第二十四条の二 次の各号の一に
該当する者は、これを五年以下
の懲役に処する。
一 第三条第一項の規定に違反
して、大麻を所持し、譲り受
け、譲り渡し、又は使用した
者
二 第三条第二項、第十三条、
第十四条又は第十六条の規定
に違反した者
三 第四条の規定に違反して、
大麻から製造された医薬品を
施用し、若しくは交付し、又
はその施用を受けた者
第二十五条第一項中「二万円」を
「三万円」に改める。
第二十六条中「五千円」を「二万
円」に改める。
第二十七条中「第二十四条から
前条まで」を「前二条」に改める。
(あへん法の一部改正)
第三条 あへん法 (昭和二十九年法
律第七十一号) の一部を次のよう
に改正する。
第四十条第二項中「十月十六日」
を「十月一日」に、「十月十五日」を
「九月三十日」に改める。
第四十六条第一号中「五百円」を
「千円」に改め、同条第二号中「三
百円」を「五百円」に改め、同条第
三号中「百円」を「三百円」に改め
る。
第五十一条から第五十三条まで
を次のように改める。
第五十一条 第四条から第六条ま
での規定に違反した者は、一年
以上十年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上の有期懲役に処し、又は情状により一年以上の有期懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第五十二条 第七條、第八條第一項、第二項、第四項若しくは第五項又は第九條の規定に違反した者は、七年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第五十三条 第五十一條第一項又は第二項の罪を犯す目的でその予備をした者は、五年以下の懲役に処する。

第五十四条の次に次の二條を加える。

第五十四条の二 情を知つて、第五十一條第一項又は第二項の違反行為に要する資金、土地、建物、艦船、航空機、機械又は器具を提供した者は、五年以下の懲役に処する。

第五十四条の三 第七條の規定により禁止されるあへん又はけしからの譲渡しと譲受けとの周旋をした者は、三年以下の懲役に処する。

第五十五条中「五万円」を「二十万円」に改める。

第五十六条中、第五十三条を削る。

第五十七條中「三万円」を「五万円」に改める。

第五十八條中「二万円」を「三万円」に改める。

第五十九條中「五万円」を「十万円」に改める。

第六十條中「二万円」を「三万円」に改める。

第六十一條中「第五十一條、第五十二條、第五十三條第二項」を「第五十一條第二項若しくは第三項、第五十二條第二項若しくは第三項」に改める。

第六十二條中「二万円」を「三万円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 昭和三十三年において、この法律による改正後の麻薬取締法第四十七條から第四十九條まで及びあへん法第四十條第二項中「十月一日」とあるのは、「十月十六日」とする。

(地方財政法の一部改正)

4 地方財政法(昭和二十三年法律第九號)の一部を次のように改正する。

第十條第六號の二中「麻薬取締員」の下に「並びに麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療」を加える。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

5 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第九號)の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「精神衛生法(昭和二十五年法律第二十三號)」を「精神衛生法(昭和二十五年法律第二十三號)第二十九條の三の規定により、同条」を「精神衛生法(昭和二十五年法律第二十三號)第二十九條の三又は麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四號)第五十八條の十五の規定により、これらの条」に改める。

(精神衛生法の一部改正)

6 精神衛生法(昭和二十五年法律第二十三號)の一部を次のように改正する。

第五十一條の見出し中「覚せい剤等を「覚せい剤」に改め、同条中、「麻薬若しくはあへん」を削り、「慢性中毒」を「覚せい剤の慢性中毒」に、「慢性中毒者」を「覚せい剤の慢性中毒者」に改める。

(地方税法の一部改正)

7 地方税法(昭和二十五年法律第二十六號)の一部を次のように改正する。

第七十二條の十四第一項ただし書中若しくは結核予防法(昭和二十六年法律第九十六號)を「結核予防法(昭和二十六年法律第九十六號)若しくは麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四號)」に改める。

第七十二條の十七第一項ただし書中若しくは結核予防法を「結核予防法若しくは麻薬取締法」に改める。

核予防法若しくは麻薬取締法に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

8 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六號)の一部を次のように改正する。

第二十六條第一項第三号中「又は結核予防法(昭和二十六年法律第九十六號)を「結核予防法(昭和二十六年法律第九十六號)又は麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四號)」に改める。

理由

最近における麻薬中毒者の増加及び麻薬犯罪の悪質化の傾向にかんがみ、麻薬中毒者の医療に関する規定を整備するとともに、麻薬犯罪に対する罰則を強化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。社会労働委員会理事井村重雄君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔井村重雄君登壇〕

○井村重雄君 ただいま議題となりました麻薬取締法等の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、麻薬取締法でありますが、改正の第一点は、正規のルートでの麻薬の取り扱い及び監督を強化すること、麻薬取締員を増員するほか、新たに犯罪鑑識用麻薬の制度を設けること等であります。

第二点は、新たに麻薬中毒者に対する措置として麻薬中毒者の通報、診療、入院中の措置、退院等について規定を設けております。なお、麻薬中毒者の入院措置については、人権擁護の立場から入院期間が三十日をこえる場合には、麻薬中毒審査会の審査に基づいて行なうこととし、六カ月を限度としております。

第三点は、罰則の強化でありまして、現行の最高刑一年以上十年以下の懲役及び五十万円以下の罰金を無期または三年以上の懲役及び五百万円以下の罰金に改めるほか、それぞれの違反行為の段階に応じた罰則を強化しております。また、麻薬の密輸出入及び密造については、その予備を罰することとし、麻薬の密輸出入及び密造に要する資金、建物等の提供及び麻薬の不正取引を独立罪として罰することとしております。これらの麻薬取締法の罰則の強化に伴って、大麻取締法及びあへん法の違反行為についても、それぞれの段階に応じて罰則の強化をはかっておるのであります。

本法案は、去る二月十八日本委員会に付託となり、昨日の委員会において質疑を終了したのであります。自民、社会、民社の三党共同の施行期日についての修正案が提出せられ、採決の結果、全会一致をもって本法案は修正議決され、なお、本法案について五項目にわたる附帯決議を付することに決しました。詳細は会議録について御承知いただきたいと存じます。

昭和三十三年五月二十四日 衆議院會議録第二十六号 計量法施行法の一部を改正する法律案 砂防法の一部を改正する法律案

以上、御報告を申し上げます。
(拍手)

〔参照〕

麻薬取締法等の一部を改正する法律案に対する修正案(議員会館正)

麻薬取締法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則第一項中「昭和三十三年四月一日」を「公布の日から起算して二十日を経過した日」に改める。

○副議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であり、す。本案は委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

計量法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○草野一郎平君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

この際、内閣提出、参議院送付、計量法施行法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(原健三郎君) 草野一郎平君の動議に御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

計量法施行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

計量法施行法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

よって国会法第八十三条により送付する。
昭和三十三年三月二十日
参議院議長 重宗 雄三
衆議院議長 清瀬一郎殿

計量法施行法の一部を改正する法律案

計量法施行法(昭和二十六年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項を次のように改める。
2 次条及び第八條に規定するヤードポンド法による計量単位及びその補助計量単位は、次の各号に掲げる計量については、当分の間は、新法による法定計量単位とみなす。

一 日本国内に住所又は居所を有しない者その他の政令で定める者相互間及びこれらの者とその他の者との間における計量であつて政令で定めるもの

二 航空機の運航に関する計量その他の航空に関する計量であつて政令で定めるもの

三 輸出すべき貨物に関する計量であつて政令で定めるもの

四 計量をするための器具、機械又は装置に関する計量であつて政令で定めるもの

附則
この法律は、昭和三十三年一月一日から施行する。

○田中榮一君 たいだいま議題となり、計量法施行法の一部を改正する法律案について、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

わが国の計量単位は、計量法及び計量法施行法によりまして、昭和三十四年からメートル法に統一せられ、メートル法以外の計量単位は、原則として使用が禁止されておりますが、メートル法切りかえが困難な情勢にある部門については、例外的に切りかえの猶予が認められております。

この中でヤードポンド法につきましては、政令によつて特定の部門が本年末までを限り、使用が認められておりますが、明年から直ちにメートル法に切りかえることに無理があると思われ、るものがなお若干残つておるのであります。

本改正案は、このような部門、すなわち、第一に、日本国内に住所を有しない者等の相互間における計量、たとえば船舶、海運、特種関係等に用いられる場合、第二に、航空機の運航等に関する計量、たとえば航空管制に用いられる場合、第三に、輸出すべき貨物に関する計量、たとえば輸出向けの見込み生産を行なう場合、第四に、計量器等に関する計量、たとえば輸出入関係に使用される計量器の場合、以上

であつて政令で定めるものにつきましては、明年以降もなお当分の間、ヤードポンド法の使用を認めようとする趣旨であります。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。商工委員会理事田中榮一君。

本案は、三月二十日参議院より送付せられ、同日当委員会に付託され、五月二十四日に至り、質疑を終了し、引き続き採決に付したところ、全会一致をもつて可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対する質疑において、計量行政は流通経済の基礎となるものであるから、すみやかにその一元化及び整備につとめるべき旨の発言があり、その趣旨に沿つて努力する旨の答弁がありましたことを特に申し添えます。

以上、御報告を終わります。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

砂防法の一部を改正する法律案(参議院提出)

○草野一郎平君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

この際、参議院提出、砂防法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(原健三郎君) 草野一郎平君の動議に御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

砂防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

砂防法の一部を改正する法律案
右の本院提出案を送付する。
昭和三十三年五月十七日
参議院議長 重宗 雄三
衆議院議長 清瀬一郎殿

砂防法の一部を改正する法律案
砂防法(明治三十年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。
第一章中第三條の次に次の一条を加える。

第三條ノ二 此ノ法律ニ規定シタル事項ニシテ砂防設備ニ関スルモノハ政令ノ定ムル所ニ從ヒ第二條ニ依リ主務大臣ノ指定シタル土地ニ存スル政令ヲ以テ定ムル天然ノ河岸ニシテ災害ニ因リ治水上砂防ノ為復旧ヲ必要トスルモノ(著シキ欠損又ハ埋没ニ係ルモノニ限ル)ニ準用ス

附則
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の砂防法第三條ノ二の規定は、昭和三十三年一月一日以後に発生した災害に関し適用する。

2 (治水特別会計法の一部改正)
治水特別会計法(昭和三十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

砂防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

砂防法の一部を改正する法律案
右の本院提出案を送付する。
昭和三十三年五月十七日
参議院議長 重宗 雄三
衆議院議長 清瀬一郎殿

砂防法の一部を改正する法律案
砂防法(明治三十年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。
第一章中第三條の次に次の一条を加える。

第三條ノ二 此ノ法律ニ規定シタル事項ニシテ砂防設備ニ関スルモノハ政令ノ定ムル所ニ從ヒ第二條ニ依リ主務大臣ノ指定シタル土地ニ存スル政令ヲ以テ定ムル天然ノ河岸ニシテ災害ニ因リ治水上砂防ノ為復旧ヲ必要トスルモノ(著シキ欠損又ハ埋没ニ係ルモノニ限ル)ニ準用ス

附則
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の砂防法第三條ノ二の規定は、昭和三十三年一月一日以後に発生した災害に関し適用する。

2 (治水特別会計法の一部改正)
治水特別会計法(昭和三十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

砂防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

砂防法の一部を改正する法律案
右の本院提出案を送付する。
昭和三十三年五月十七日
参議院議長 重宗 雄三
衆議院議長 清瀬一郎殿

砂防法の一部を改正する法律案
砂防法(明治三十年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。
第一章中第三條の次に次の一条を加える。

第三條ノ二 此ノ法律ニ規定シタル事項ニシテ砂防設備ニ関スルモノハ政令ノ定ムル所ニ從ヒ第二條ニ依リ主務大臣ノ指定シタル土地ニ存スル政令ヲ以テ定ムル天然ノ河岸ニシテ災害ニ因リ治水上砂防ノ為復旧ヲ必要トスルモノ(著シキ欠損又ハ埋没ニ係ルモノニ限ル)ニ準用ス

附則
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の砂防法第三條ノ二の規定は、昭和三十三年一月一日以後に発生した災害に関し適用する。

2 (治水特別会計法の一部改正)
治水特別会計法(昭和三十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第一條第二項第三号中「砂防設備」の下に「(砂防法(明治三十年法律第二十九号)第三條ノ二の規定により砂防設備に関する規定が準用される天然の河岸を含む。)」を加え、「同条」を「法第二條」に改める。

第四條第一項第二号中「砂防法(明治三十年法律第二十九号)第十四條第二項」を「砂防法第十四條第二項(同法第三條ノ二において準用する場合を含む。)」に改める。

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。建設委員長福永一臣君。

○報告書は会議録追録に掲載

〔福永一臣君登壇〕

○福永一臣君 ただいま議題となりました砂防法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。本案は、砂防事業の重要性にかんがみまして、従来いささか適切を欠いておられる砂防工事の施行を是正し、治水の完へきを期するため、災害により著しく決壊または埋没して治水に砂防のため復旧を必要とする砂防指定地内の政令で定める天然の河岸につきまして、砂防法中の砂防設備に関する規定を準用することにより、都道府県知事が当該砂防工事を施行すること等ができるようにいたします。ことに、災害復旧事業費の負担関係において、砂防設備と同様な取り扱いをすることができ、道を開くことをそのおもな内容とするものであります。

○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

午後二時三十分散会

出席國務大臣

厚生大臣 西村 英一君

通商産業大臣 福田 一君

運輸大臣 綾部健太郎君

出席政府委員

建設政務次官 松澤 雄蔵君

○朗読を省略した議長長の報告

(議決を求めるの件送付及び通知)

一、昨二十三日、国会において議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

日本専売公社法第四十三條の十九の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

国有財産法第十三條第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

建設委員 松浦周太郎君 木村 公平君
(特別委員兼任)
一、昨二十三日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
災害対策特別委員 長谷川 保君
(特別委員兼任)
一、昨二十三日、議長において、次の特別委員の補欠を指名した。
災害対策特別委員 坂本 泰良君
(議案送付)
一、昨二十三日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
大蔵省設置法の一部を改正する法律案

一、昨二十三日、清瀬議長は、池田内閣総理大臣申出の、次の者を第四十三回国会政府委員に任命することを承認した。
北海道開発庁主幹 荒巻与四郎
日本専売公社 遠藤 胖
社監理官

(政府委員任命)
一、昨二十三日、池田内閣総理大臣から清瀬議長宛、二十三日議長において承認した荒巻与四郎外一名を同日第四十三回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(理事補欠選任)
一、昨二十三日、運輸委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
理事 福家 俊一君 (理事細田吉蔵君昨二十三日理事辞任につきその補欠)

(常任委員兼任)
一、昨二十三日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
社会労働委員 松浦周太郎君 米田 吉盛君
荒松清十郎君 木村 公平君
建設委員 木村 公平君 松浦周太郎君
(常任委員補欠選任)
一、昨二十三日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
社会労働委員 木村 公平君 荒松清十郎君
米田 吉盛君 松浦周太郎君

一、昨二十三日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
社会労働委員 木村 公平君 荒松清十郎君
米田 吉盛君 松浦周太郎君

一、昨二十三日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
社会労働委員 木村 公平君 荒松清十郎君
米田 吉盛君 松浦周太郎君

一、昨二十三日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
社会労働委員 木村 公平君 荒松清十郎君
米田 吉盛君 松浦周太郎君

一、昨二十三日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
社会労働委員 木村 公平君 荒松清十郎君
米田 吉盛君 松浦周太郎君

一、昨二十三日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
社会労働委員 木村 公平君 荒松清十郎君
米田 吉盛君 松浦周太郎君

念を明らかにするとともに、国がなすべき政策を示し、国際親善の増進、国民生活の安定向上に寄与しようとするもので、その要旨は次の通りである。

1 国は、国際観光の発展及び国民の健全な旅行の普及発展を図るため、観光旅行者の保護、利便の増進並びに施設の整備に必要なる施策を講じ、このために要する法制上、財政上及び金融上の措置を施すこととする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めることとする。

3 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に依り、この法律に基づき重要事項を調査審議するため総理府に、観光政策審議会を置くこととする。

二 議案の可決理由
本案は、わが国の観光政策を確立し、国際親善の増進、国民の健全な旅行の普及を図るため適切妥当な措置と認め、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十一年五月二十三日
運輸委員長 木村 俊夫
衆議院議長清瀬一郎殿

麻薬取締法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の要旨及び目的
最近における麻薬犯罪の悪質化及び麻薬中毒者の増加が国民保健

一 議案の要旨及び目的
最近における麻薬犯罪の悪質化及び麻薬中毒者の増加が国民保健

一 議案の要旨及び目的
最近における麻薬犯罪の悪質化及び麻薬中毒者の増加が国民保健

一 議案の要旨及び目的
最近における麻薬犯罪の悪質化及び麻薬中毒者の増加が国民保健

一 議案の要旨及び目的
最近における麻薬犯罪の悪質化及び麻薬中毒者の増加が国民保健

昭和三十三年五月二十四日 衆議院會議録第二十六号 議案に關する報告書

に及ぼす害毒及び治安対策上重大な問題を提起している現状にかんがみ、麻薬対策を強力に推進するため、麻薬の取締り及び罰則の強化、麻薬中毒者の入院措置等麻薬取締法の一部を改正し、あわせて大麻取締法及びあへん法の一部を改めるものである。

(一) 麻薬取締法の一部改正

1 正規麻薬の取扱ひ及び監督の強化

(イ) 麻薬取締者の免許の相対的欠格事由を拡大して、覚せい剤中毒者等には免許を与えないことができること。

(ロ) 麻薬取締員の定数百名以内を百二十名以内に増員すること。

(ハ) 新たに犯罪鑑識用麻薬の制度を設けること。

2 麻薬中毒者(麻薬、大麻又はあへんの慢性中毒者)の入院措置

(イ) 麻薬取締官、麻薬取締員、警察官、海上保安官、検察官及び矯正施設の長は、麻薬中毒者につき、都道府県知事に通報しなければならぬこと。

(ロ) 都道府県知事は、精神衛生鑑定医により、要入院と診断された麻薬中毒者を医療のため「麻薬中毒者医療施設」に入院させることができること。

(ハ) 精神衛生鑑定医が麻薬中毒者について行なう診断の方法及び基準は政令で定めること。

(ニ) 精神衛生鑑定医が麻薬中毒者について行なう診断の方法及び基準は政令で定めること。

ることとし、その制定又は改廃については、あらかじめ厚生大臣は、精神衛生審議会の意見を聞かなければならぬこと。

(イ) 入院期間が三十日をこえる場合の都道府県知事の入院措置は、あらかじめ麻薬中毒審査会の審査に基づいて行なうこととし、入院期間は六月をこえてはならないこと。

(ロ) 都道府県は、麻薬中毒者の相談に応ずるための職員をおくことができること。

(ハ) 都道府県は、麻薬中毒者の鑑定、措置入院(自己負担しうる場合を除く。)麻薬中毒者の相談に応ずるための職員、麻薬中毒審査会に要する費用を支弁することとし、国は都道府県の支弁する費用のうち措置入院の費用については十分の八を負担すること。

(ニ) 国は、麻薬中毒者の相談に応ずるための職員の設置に要する費用及び都道府県等が設置する「麻薬中毒者医療施設」に要する費用の十分の五以内を補助することができること。

(三) 麻薬取締法違反の最高刑を「無期又は三年以上の懲役及び五百万円以下の罰金」(現行「一年以上十年以下の懲役及び五十万円以下の罰金」)に改めるほか、以下

下それぞれの違反行為の段階に応じて罰則を強化すること。

(イ) 「麻薬の密輸出入及び密造」についてその予備を罰し、「麻薬の密輸出入及び密造に要する資金、建物等の提供」及び「麻薬の不正取引の周旋」を独立罪として罰すること。

(ロ) 大麻取締法及びあへん法の一部改正

麻薬取締法の罰則の強化にともない、両法における違反行為の罰則を強化すること。

議案の修正議決理由
麻薬問題とは、第四十回国会における本院の決議もあり、本案はきわめて緊急かつ時宜に適用するものと認めるが、なお施行期日につき修正を加えることを適当と認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。なお、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和三十三年年度一般会計予算厚生省所管において、麻薬対策関係予算として六億三千二百四十五万五千円(前年度一億六千四百六十六万九千円)を計上している。右報告する。

昭和三十三年五月二十三日

社会労働 秋田 大助
委員長 委員 秋田 大助

衆議院議長清瀬一郎殿

【別紙】

附則 (小字及び一は修正)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日、一月一日から施行する。

【別紙】

麻薬取締法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、麻薬禍の早期撲滅を期するため、左記事項について速やかに対策を講ずるよう努むべきである。

一、麻薬禍防止には国際的連けいを保つことが重要である点にかんがみ、速やかに千九百六十一年の麻薬に關する単一条約を批准すること。

二、国は今後麻薬取締りに関し国庫支出の増額を考慮し一層その施策の充実を図るとともに、都道府県知事並びに關係市町村と強力な協力を得るよう連絡を密にすること。

三、麻薬中毒者対策は、患者が退院後再び中毒に陥らざるよう措置することが重要である点にかんがみ、その社会復帰について十分なる施策を講ずること。

四、麻薬取締法別表に規定する麻薬の指定等については、迅速適確な措置をし、更に麻薬以外の薬品であつて麻薬類似の害悪があるもの(睡眠薬等)の対策につき万全を期すること。

五、特に脅迫、監禁、暴行等によつて強制施用するがごとき悪質事犯に対し、嚴罰をもつて処断すると

ともに、政府は更に刑罰の強化を考慮すること。